

大阪府子ども総合計画における

重点施策の取組状況(最終年度)

大阪府では、各基本方向の「重点的な取り組み」に掲げる事業のうち、計画計画の5年間で特に重点的に取り組むものを設定し、「5年後の大坂府の姿」をめざし、取り組みました。

重点的な取り組み	重点施策項目
基本方向1:若者が自立できる社会	
若者が社会の中で自立することによって、次代の親になるなど自らの意思で将来を選択できるよう支援します。	① キャリア教育の充実 ② 若者の就職支援 ③ 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進
基本方向2:子どもを生み育てることができる社会	
安心して子どもを産むことができる保健・医療環境をつくります。	④ 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実
家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一緒に子育てしやすい環境をつくります。	⑤ 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援 ⑥ 就学前の子育て支援の充実 ⑦ ワーク・ライフ・バランスの実現
さまざまな支援が必要な子どもや家庭に対し、支援を必要としているときに必要な支援が行き届く体制をつくります。	⑧ ひとり親家庭等に対する就業支援の充実 ⑨ 児童虐待防止の取り組み ⑩ 社会的養護体制の整備 ⑪ 障がいのある子どもへの支援の充実
基本方向3:子どもが成長できる社会	
すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立て力強く生きることができるよう支援します。	⑫ 学力向上の取り組みの推進 ⑬ 豊かな心を育む取り組みの充実 ⑭ 幼児教育・保育、子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上 ⑮ 就学後の子育て支援の充実
子どもの人権や、健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。	⑯ 青少年の健全育成、少年非行防止活動ネットワークの構築促進

※ 「子どもの貧困対策」についても重点的に取り組ましたが、計画全体に横断的に関わるものであるため、「第4章 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画」として策定しました。

重点施策① キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校・支援学校それぞれの段階に応じたキャリア教育を計画的に行います。

全ての子どもの進路決定に向けた具体的なサポートを充実させます。

事業の内容

小中学校：発達段階に応じた キャリア教育プログラムの普及

- すべての中学校区における小・中学校9年間の系統的な全体指導計画の策定を推進する。
- 中学校における職場体験学習の複数日実施を推進する。



高等学校：「志（こころざし）学」の実施

- よりよい社会を創っていくという高い「志」を持ち、人として充実した人生を送るために必要な「夢」をはぐくむ教育を推進する。産業界等と連携し、職場体験や職場見学、社会人講師等の派遣により、体験活動の充実を図る。

高等学校：キャリア教育支援体制整備事業

- ※平成28年度をもって終了
- 就職希望者が多く、就職に課題を抱える学校41校を支援校と指定し、就職支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒一人ひとりの卒業後の自立を支援する。



支援学校：就労支援・キャリア教育強化事業

- 支援学校における職場実習等の取り組みや授業の改善・充実を推進する。
- 「コーディネーター」をモデル校（高等部）に配置。関係機関からなる「就労支援ネットワーク会議」を設置し、学校の取り組みを支援する。

5年後の大坂府の姿

	H26.4.1	H32.4.1
中学校区における全体指導計画策定率	67.0%	100% (29年度末)
高校生の就職内定率	府 92.3% (国 96.6%)	全国水準 (29年度末)
知的障がい支援学校卒業生の就職率	26.3% (25年度)	35% (29年度末)

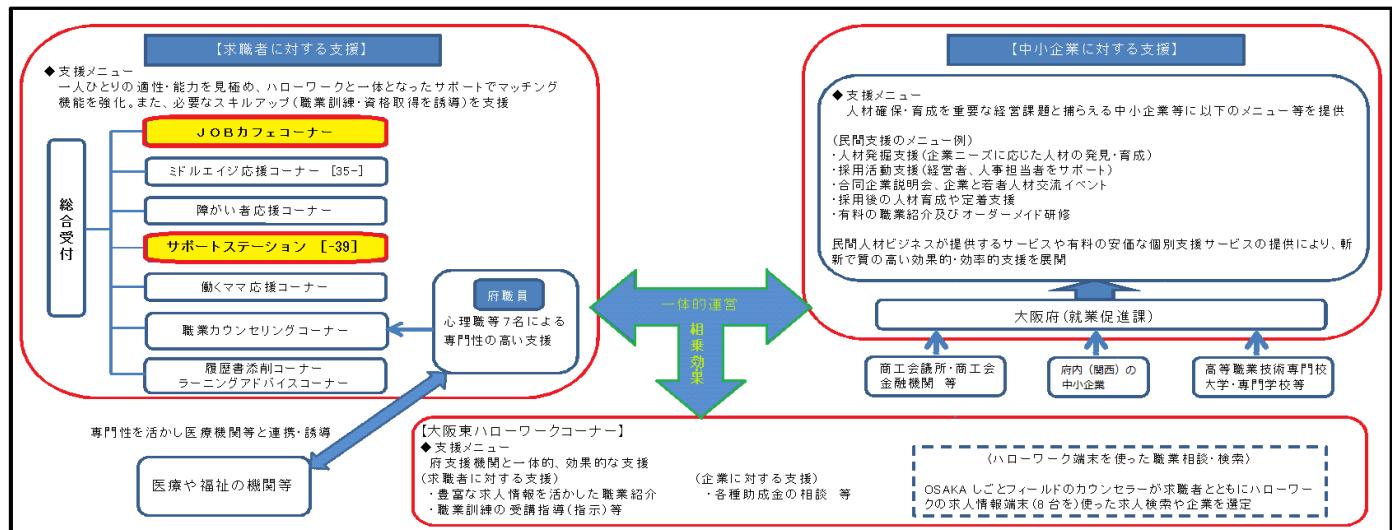
	令和元年度の取り組み状況	評価
中学校区における全体指導計画策定率	100%	◎
高校生の就職内定率	94.3%	◎
知的障がい支援学校卒業生の就職率	28.5%	◎

重点施策② 若者の就職支援

事業の内容

OSAKAしごとフィールドによる若者等の就職支援

OSAKAしごとフィールド



○若年者の安定した雇用を支援

- 若者が自分に合った就職ができるように、JOBカフェコーナーやサポートステーション等において、求職者の状況に応じたキャリアカウンセリングや就職セミナー、就労訓練・体験などのサービスを提供し、若者のスキルアップやキャリア形成支援を行います。
- 若者を企業につなげる支援を強化するため、施設内に設置したハローワークコーナーの豊富な求人情報を活用し、その人に応じたミスマッチの少ない求人情報を提供します。
- 中小企業支援コーナーを設置し、中小企業に対する人材の採用や育成・定着の支援を通じて、若者に優良中小企業の情報を提供することにより、就職マッチングを促進します。

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく若者の就業支援の取組みと連携

- 大阪府では平成27年度中に策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の先行的実施として、「若者の安定就職応援プロジェクト事業」を実施します。この事業では、金融機関や商工会・商工会議所、市町村などと連携し、若者に対する就職支援や職場定着支援、ものづくり企業の魅力発信などを行います。
- OSAKAしごとフィールドでは、こうした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく若者の就業支援の取組みとも連携し、若者の職業的自立に向けてしっかりサポートしていきます。

5年後の大阪府の姿

若者一人ひとりが、職業的自立を果たし、いきいきと社会の中で活躍できるよう、職業体験機会の拡大やこれを踏まえたキャリア形成支援、企業のニーズも踏まえたミスマッチの少ない就職支援を推進します。

	令和元年度の取り組み状況	評価
OSAKAしごとフィールドにて実施した職場体験	キャリアカウンセリングと職場体験等を組み合わせた就活プログラム「あんしん就活」を6回実施。	◎
金融機関等と連携した合同企業説明会	開催回数4回	◎

重点施策③ 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進

事業の内容

■困難を有する青少年を支援するための市町村と連携した地域支援ネットワークの構築

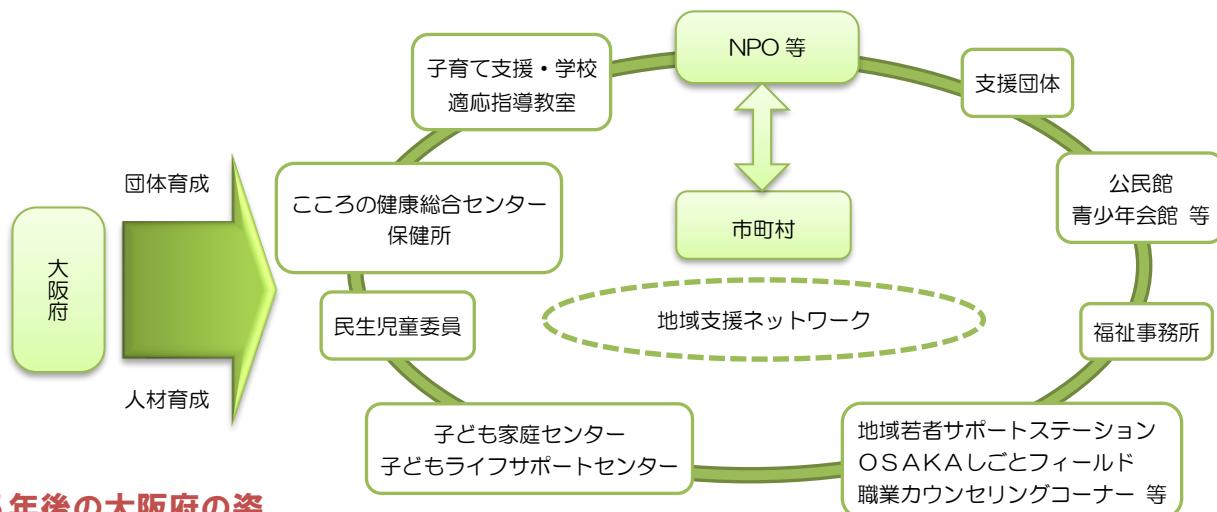
- ・住民に身近な市町村とNPO等が中心となり、労働、教育、福祉、医療等の関係機関と連携し、困難を有する青少年を地域で支援するためのネットワークを推進する
- ・地域支援ネットワークを推進するため、人材育成や団体育成に取り組む

背景

■ニートやひきこもり、不登校、発達障がい等の子ども・若者の抱える問題の深刻化等を背景に子ども・若者育成支援推進法が制定（平成22年4月1日施行）

- ・ひきこもり数（推計値）…約5万人（15歳～39歳）
- ・ニート…約4万3千人（15歳～34歳）
- ・不登校生徒数（高校）…7,765人（平成24年度）
- ・高校中退生徒数…4,959人（平成24年度）

【地域支援ネットワーク 概念図】



5年後の大坂府の姿

府内全域で市町村とNPO等の民間支援機関が中心のネットワークにより、関係機関と連携しながら地域で困難を有する青少年を支援します。

大阪府は、人材育成や団体育成の面から、地域での支援をバックアップします。

	令和元年度の取り組み状況	評価
連絡会議の開催	府内会議:2回 市町村会議等:2回	◎
民生・児童委員に対する研修	5回実施	◎
居場所のプラットフォーム化事業で連携した高校	府立高校14校に居場所を設け、そこで受けた相談をもとに関係機関と連携し、生徒支援に努めた。	◎

重点施策④ 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実

「にんしん SOS」相談事業

～「ハイリスク妊婦」の未然防止～

望まない妊娠・出産に悩む妊婦等に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。

妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業

～「ハイリスク妊婦」への支援～

妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等をするいわゆる「ハイリスク妊婦」について、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等に取り組みます。

不妊・不育総合対策及び特定不妊治療費助成事業

～～不妊・不育に悩む夫婦への支援～

不妊・不育に関する相談や情報提供を行い、不妊・不育に悩む人々の身体的、精神的負担の軽減と支援を図ります。また、保険が適用されず高額となる特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

一次救急医療ネットワーク整備事業

～「ハイリスク妊婦」の受け入れ体制を整備～

府内を3つの区域に分け、当番制により受け入れ担当病院を決定。当番病院は患者受け入れに必要な体制を確保し、かかりつけ医のない妊婦等の救急搬送を必ず受け入れます。



周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業

～緊急搬送を円滑化（第3の当直として非常勤配置）～

大阪母子医療センターに、母体に危険があるなど緊急搬送が必要な妊婦の搬送先調整を担う専任医師をコーディネーターとして配置します。

5年後の大坂府の姿

妊娠・出産に伴う様々なリスクをできる限り減らすために、早期の段階から支援できる体制を整備し、子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産できる環境をつくりま

令和元年度の取り組み状況		
「にんしん SOS」実績	メール・電話による相談を受理：相談対応件数 実人数1,555人延人数 4,577人	◎
妊婦健診未受診や飛び込みによる出産対策事業	妊産婦健診の未受診や飛び込み出産等の調査結果 224人	◎
周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業	夜間・休日における搬送コーディネート件数 62件	◎
産婦人科救急搬送体制確保事業	夜間・休日の当番病院における受入実績 1,021件	◎

重点施策⑤ 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援

地域全体で学校教育を支援する活動を促進します。

放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを進めます。

多様な親学習の機会の提供と、家庭教育に不安や負担感を持つ保護者への支援を促進します。

事業の内容

教育コミュニティづくり推進事業

●学校支援地域本部

中学校区を単位に、地域の大人が多く関わり、子どもの安全見守りや放課後等の学習支援、学びの環境整備などの学校支援活動を実施する。

●おおさか元気広場

地域人材の参画により、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、子どもの体験・交流活動や学習活動等を促進する。

●家庭教育支援

身近な地域において、すべての保護者が家庭教育に関する学習や相談ができるよう、親学習の機会の提供と家庭教育支援チームによる訪問型の支援を促進する。

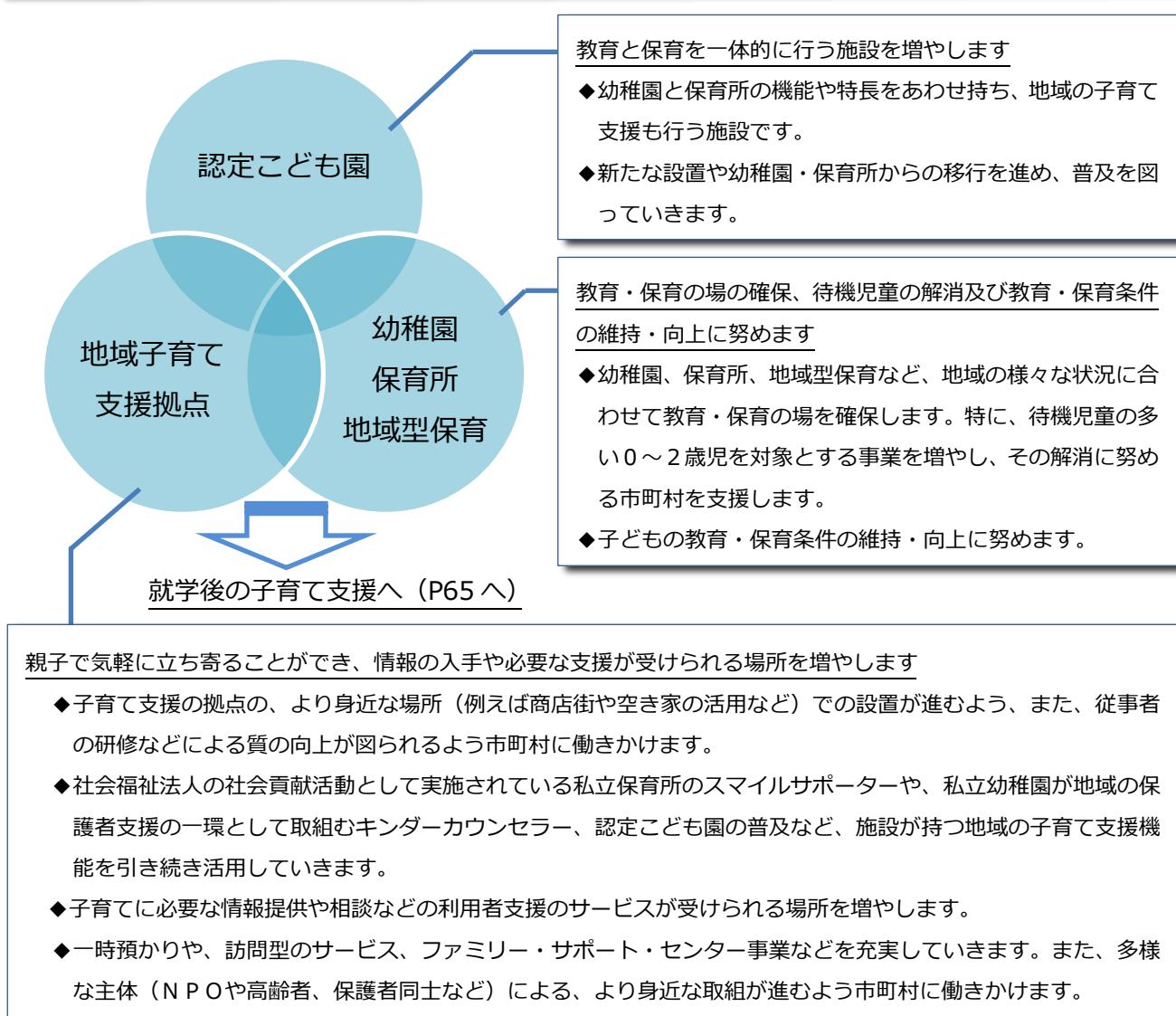


5年後の大坂府の姿

	H26.4.1	H32.4.1
中学校区における学校支援活動の実施率	100%	100%
小学校区・府立支援学校における、「おおさか元気広場」の実施率	小学校区 89.2% 府立支援学校 82.6%	小学校 100% (29年度末) 府立支援学校 100% (29年度末)
市町村（政令市を除く）における、大人に対する親学習の実施率	63.4%	100% (29年度末)
中学校・府立学校における、生徒に対する授業での親学習の実施率	中学校 69.1% 高 校 90.3%	中学校 100% (29年度末) 高 校 100% (29年度末)

	令和元年度の取り組み状況	評価
中学校区における学校支援活動の実施率	100%	◎
小学校区・府立支援学校における、「おおさか元気広場」の実施率	100%	◎
市町村（政令市を除く）における、大人に対する親学習の実施率	100%	◎
中学校・府立学校における、生徒に対する授業での親学習の実施率	目標達成により平成29年度をもって調査終了	—

重点施策⑥ 就学前の子育て支援の充実



5年後の大坂府の姿

	H26.4.1	H32.4.1
認定こども園の数	51 か所	745 か所
保育の必要な児童の受け入れ数	153,916 人	184,130 人
地域子育て支援拠点事業の箇所数	466 か所	520 か所
利用者支援事業の実施箇所数	0 か所	137 か所

	令和元年度の取り組み状況	評価
認定こども園の数	658 か所 (R1.6.1)	◎
保育の必要な児童の受け入れ数	180,911 人 (R2.4.1)	◎
地域子育て支援拠点事業の箇所数	444 箇所 (補助実績)	◎
利用者支援事業の実施箇所数	140 か所 (補助実績)	◎

重点施策① ワーク・ライフ・バランスの実現

【現状と課題】

出産に伴う女性の離職が多く、30代、40代を中心とする長時間労働により、子育ての負担が女性に偏る傾向があります。男性が子育てに参加できるよう、また女性が働きながら子育てできるよう企業などに働きかけることや、子育て等との両立ができる環境を整備する必要があります。

働き続けやすい職場環境整備と働き方の見直しの取組促進

多様な働き方への支援

ワーク・ライフ・バランスの実現

男女雇用機会均等の更なる推進

子育て支援体制の充実

【取り組みの方向性】

男女がともに能力を発揮しながら活躍でき、仕事と子育てを両立できる職場づくりや、長時間労働の抑制など、結婚・出産後も働き続けられる環境の整備や子育て支援に取り組みます。

○働き続けやすい職場環境整備と働き方の見直しの取組促進

- 事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進、長時間労働の見直しと労働時間短縮に向けた啓発を行うとともに、男女とも仕事と子育ての両立が図れるよう配慮した事業所の先進的な取組の紹介やセミナーの実施を通じて、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

○多様な働き方への支援

- 育児・介護休業、短時間勤務、パートタイム労働など関係テーマについて、広報・啓発を行うとともに、労働相談において関係内容に対応します。

○男女雇用機会均等の更なる推進

- 女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法等に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置について、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者へ啓発を行います。また、妊娠・出産・育児等により労働者が不利益を受けないよう、事業主、労働者等へ啓発を行なうとともに、労働相談により関係内容に対応します。

○子育て支援体制の充実

- 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、放課後児童クラブの計画的整備など地域の子育て支援のための市町村の取り組みを支援するとともに、潜在保育士の就職支援など、待機児童の解消に向けた取り組みを進めます。

5年後の大坂府の姿

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期など人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や環境整備を推進します。

	令和元年度の取り組み状況	評価
OSAKA しごとフィールドでの職場体験	キャリアカウンセリングと職場体験等を組み合わせた就活プログラム「あんしん就活」を6回実施。	○
OSAKA 女性活躍推進会議の運営	OSAKA女性活躍推進月間である9月に、ドーン de キラリフェスティバルをはじめ、集中的にイベントを実施することにより、女性活躍推進に向けた機運を醸成した。	◎
保育士・保育所支援センターにおいて、復職応援セミナー、職場、職場体験、求職相談等を実施	セミナー参加者数 120人 職場体験参加者数 述べ36人 就業者数 182人	◎

重点施策⑧ ひとり親家庭等に対する就業支援の充実

母子家庭、父子家庭や寡婦の方の暮らしの安定と向上の実現に向け、就業支援の充実を図ります。

平成25年3月、母子家庭の母や父子家庭の父の安定した就業を確保するため、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行されるとともに、平成26年10月から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が施行されました。

大阪府ではこれまでひとり親家庭や寡婦の方に対し、就業相談、就業情報提供、就業支援講習会の実施など就業支援に取り組んでまいりましたが、こうした関係各法の施行等を踏まえ、今後、子育てと就業の両立ができるよう、さらなる就業支援の充実を図ります。

事業内容

■ 就業のあっせん

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 就業・自立支援センター事業と市町村が実施する地域就労支援事業、ハローワークが実施する各種就労支援事業との連携による総合的な就業・自立支援 等

■ 職業訓練等の実施・促進

- 公共職業訓練の実施
- 就業支援講習会の実施
- 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施 等

■ 就業機会創出のための支援

- 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ
- ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進
- 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進
- 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み 等

5年後の大阪府の姿

特別措置法において、地方公共団体は国に準じ、民間事業者への協力要請や母子福祉団体等への受注機会の増大等就業機会創出に向けた施策を講ずるよう努めることなどが定められており、大阪府から一般市町に対し、5年後には28市町でこれらの取り組みが実施されるよう、働きかけを行います。

	令和元年度の取り組み状況	評価
ひとり親家庭等の就業機会創出のための支援を実施した市町	12市	★

重点施策⑨ 児童虐待防止の取り組み

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に取り組みます。

子育て支援策を充実することで児童虐待の発生予防に取り組みます。とくに児童福祉、母子保健、家庭教育の分野から、支援をする家庭にアプローチし、きめ細やかな支援を行います。また、子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会(*)等において、引き続き児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

○発生予防のための取り組み

◇安心して子育てができる社会の実現

子育ての喜びを実感できるよう家庭の養育力・教育力を高めるための支援を充実するとともに、必要なときにサービスを受けることができる体制を確保します。

とくに
児童福祉、
母子保健、
家庭教育
の分野から
アプローチ

◇地域の子育て支援の機能の充実

子育て中の親の孤立や不安感の増大等に対応するため、地域での子育て支援拠点など、機能充実のため市町村を支援します。

◇妊娠から出産・育児期の支援

妊娠期からの相談・支援を行うとともに、医療機関等との連携や情報共有を強化するよう市町村を支援します。

◇市町村における親学習の実施促進

親学習リーダーの養成や親学習教材の効果的な活用により、市町村等における親学習の実施を促進します。

○早期発見・早期対応のための取り組み

◇子どもを虐待から守る社会の実現

子どもを虐待から守る府民意識を高めるとともに、特に支援を要する子ども及び保護者に対し、早期に適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会(*)を中心とした対応力向上に取り組みます。

社会全体で
子どもを
守るための
主な取り組み

◇児童虐待防止のための広報啓発

11月の児童虐待防止月間を中心に、そのシンボルであるオレンジリボン(児童虐待防止)を広く普及させるための広報啓発に取り組みます。

◇市町村等における訪問型支援の充実

養育支援訪問事業等における訪問員に保護者支援プログラム習得などのスキルアップ等を行い、アウトリーチ型支援を充実します。

◇要保護児童対策地域協議会(*)の機動力強化

子ども家庭センター(*)での市町村職員受入研修など、対応ノウハウを共有することで、児童虐待防止ネットワークの連携を強化し、早期対応力を高めます。

5年後の大坂府の姿

	H26.4.1	H32.4.1
地域子育て支援拠点の数（再掲）	466か所	520か所
利用者支援事業の実施箇所数（再掲）	0か所	137か所
保護者に対する親学習（再掲）	26市町村	41市町村
養育支援訪問事業	39市町村	41市町村

※上記の目標値は、児童虐待の発生予防や早期発見のための取り組みのうち、主要なものです。

	令和元年度の取り組み状況	評価
地域子育て支援拠点の数（再掲）	444箇所（補助実績）	◎
利用者支援事業の実施箇所数（再掲）	140か所（補助実績）	◎
保護者に対する親学習（再掲）	41市町村実施	◎
養育支援訪問事業	41市町村実施	◎

重点施策⑩ 社会的養護体制の整備

家庭養護である里親・ファミリーホームへの委託を推進します。

児童養護施設等における家庭的な養育環境の整備を進めます。

大阪府では、子どもの権利擁護と次世代育成の観点から、子どもの養育の特質をふまえ、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができる社会的養護体制を整えるため、第二次大阪府社会的養護体制整備計画（H27～H31）を推進します。本計画では、「家庭的養護の推進」「専門的ケアの充実」「自立支援の充実」「家庭支援・地域支援の充実」を基本的方向性として定め、次の事業に取り組みます。

基本的方向性

家庭的養護の推進

専門的ケアの充実

自立支援の充実

家庭支援・地域支援の充実

主な取り組み

◇施設等種別ごとの目標を設定し、その実現に向けて取り組みます。

【里親・ファミリーホーム】

登録里親やファミリーホームを増やし、里親等支援を充実します。

【民間施設】

児童養護施設等の家庭的養護を推進するため、小規模グループケアやグループホームの設置を推進します。

【府立施設】

子どもライフサポートセンター・修徳学院において、府民ニーズに応じた機能を担う施設のあり方を検討します。

◇指導員の専門性や心理的ケアを充実できるよう、施設機能を強化します。

◇家庭支援機能の向上を図ります。

訪問型支援を充実するため市町村を支援します。また、施設と協働してペアレンティングプログラム等を行い、保護者を支援します。

◇施設や里親家庭で生活する子どもの権利を擁護します。

子どもが自らの権利行使できるよう年齢や理解力等に配慮した説明を行い、意見表明できるよう支援します。

5年後の大阪府の姿

家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができる体制を整備します。
(政令市を除く。)

	25年度末	31年度末
里親等委託率	7.2%	16%
グループホーム数	15か所	38か所

	令和元年度の取り組み状況	評価
里親等委託率	13.8%	◎
グループホーム数	37か所	◎

重点施策⑪ 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの成長の段階に応じた切れめない支援をめざします

就
学
前

障がいのある子どもへの医療・福祉支援

障がいの早期発見、必要な情報の提供、早期の適切なサービス提供など、障がい児への支援を地域で総合的に取り組む体制づくりを進めます。

- ・健診、相談支援、障がい児(通所・入所)支援など障がいのある子どもに対する支援体制の拡充
- ・発達障がいの早期発見、早期発達支援等の充実
- ・医療的ケアが必要な重症心身障がい児の地域生活支援の充実

】 別記

学
齡
期

障がいのある子どもへの教育支援

「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、校種ごとの教育の充実、就労・自立に向けた教育の充実、府立支援学校のセンター的役割の發揮など、障がい児への教育支援を充実します。

- ・支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備
- ・支援学校におけるキャリア教育・就労支援の充実
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- ・発達障がいのある児童・生徒への支援
- ・私立学校等における障がいのある子どもへの支援

青
年
期

放課後等における療育の支援、居場所づくり

就学前に保育が必要であった子どもを、就学後も切れめなく預けることができるようになると同時に、放課後等に子どもの育ちを支える健全育成に取り組みます。

- ・障がいのある児童の放課後等における療育の支援
- ・障がいのある子どもたちの居場所づくり

障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援

障がい者に対し、就労支援の充実、雇用機会の拡大に加え、職場定着支援に取り組みます。

- ・障がい者を対象とした就労支援の充実
- ・企業における障がい者の雇用機会の拡大
- ・就労を通じた社会的自立支援の充実

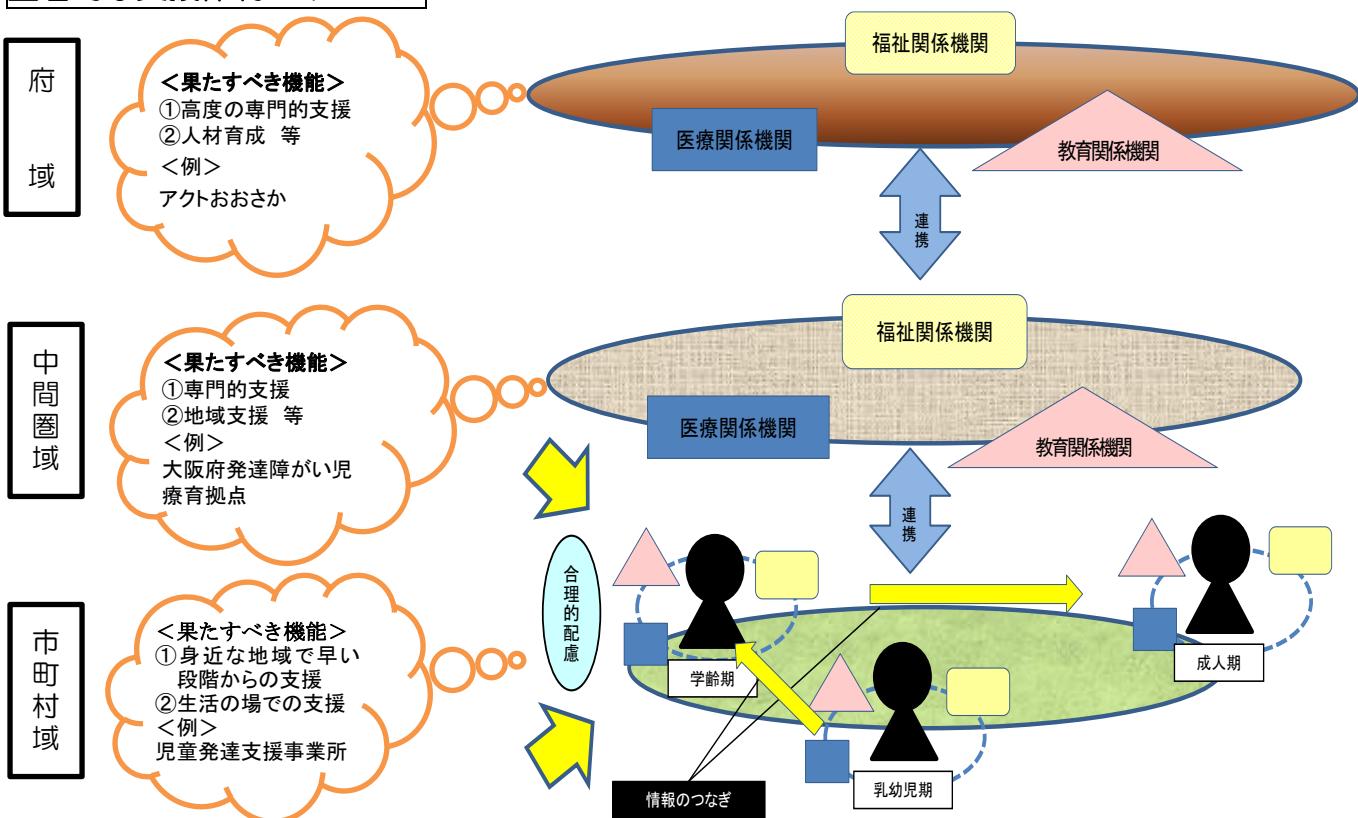
■ 発達障がい児支援の充実

発達障がい児に対する重層的な支援体制の構築を図ります。

発達障がい児に対して、それぞれのライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援が行われるよう、大阪府、市町村、学校、支援機関、医療機関等がそれぞれの役割に応じて連携しつつ、発達障がい児の特性理解に基づく重層的な支援体制を構築することをめざします。

また、身近な地域における早期の専門療育への取り組みをより一層推進するため、各二次医療圏域に設置した「大阪府発達障がい児療育拠点」の人材育成機能を活用し、発達障がい児に対する専門的な療育体制を整備する市町村を支援します。

重層的な支援体制のイメージ



発達障がい児者総合支援事業を推進します。

発達障がい児のライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な事業として、幼稚園教諭・保育士や保健師、また発達障がいの確定診断を行う医師の養成研修、障がい児通所支援事業所に対する機関支援、保護者が子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニング等を行う「発達障がい児者総合支援事業」を推進します。

■ 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活支援の充実

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域ケアシステムの構築を目指します。

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者（※）の地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの実践と福祉サービス等の充実強化に取り組みます。（※）重症心身障がい児者：身体障がい者手帳（1級・2級）及び療育手帳（A）を交付された障がい児者

重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業を推進します。

（1）ケアコーディネート事業

医療と福祉の連携強化など重症心身障がい児者の地域生活を取り巻く課題の解決に向けて、重症心身障がい児者と介護者が安心して地域生活を送るための支援を行う関係機関が参画する地域ケアシステムを実践します。

〔内 容〕

- ・医療機関を含む二次医療圏域ケア連絡会議を設置し、市町村が調査した当事者の具体的な状況を分析の上、地域生活の維持に必要なサービスの質と量を把握。
- ・当事者の福祉サービスの利用を促進するため、福祉サービス体験や介護者向け相談会・交流会、事業所向けの相談会を実施。
- ・当事者や支援者への情報発信。

※ 26年度は南河内圏域で実施。27年度は残り5圏域（豊能、三島、北河内、中河内、泉州）で実施。

（2）医療型短期入所整備促進事業

地域で生活する重症心身障がい児者の介護者からのニーズが高い「短期入所」について、人工呼吸器管理に対応が可能な事業所が府内に殆ど無いことから、医療機関での短期入所の整備を促進します。

〔内 容〕 医療機関が空きベッドを活用した短期入所事業の指定を受け、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を受け入れた場合に、短期入所報酬と入院診療報酬との差額相当額を補てん。

・差額補填（年間） : 8,016千円（1回利用につき10,300円）

※ 26年度：2圏域（三島、南河内）で実施。

27年度：6圏域（三島、南河内、豊能、北河内、中河内、泉州）で実施。

5年後の大坂府の姿

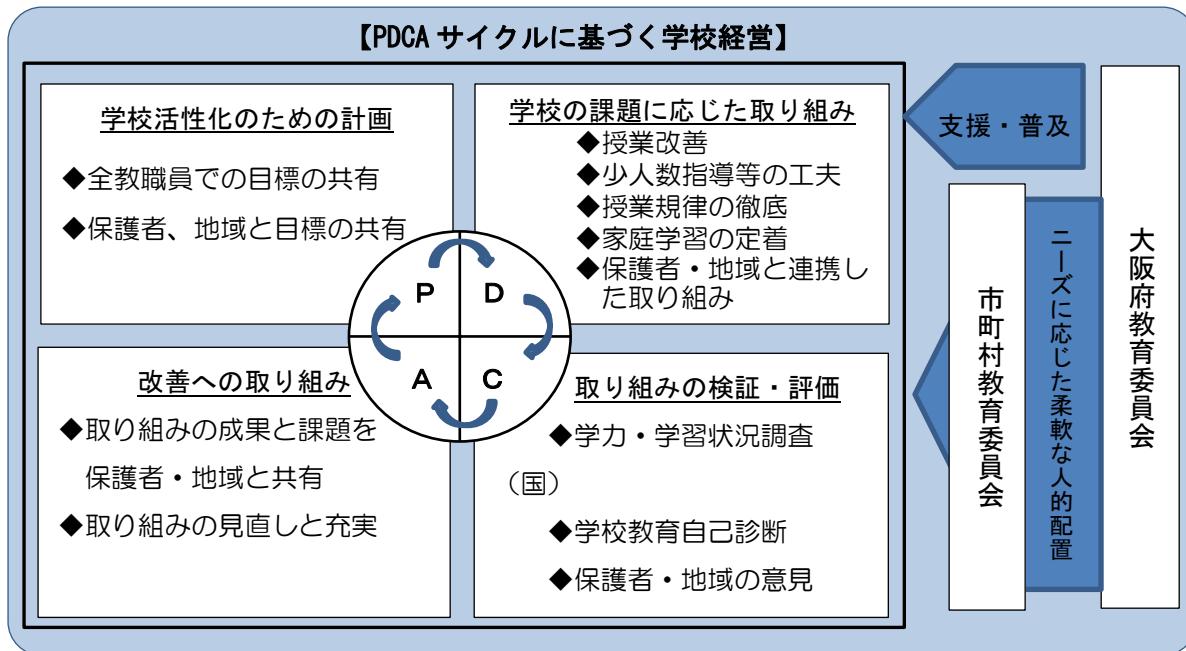
重症心身障がい児者地域ケアシステムには、医療・福祉・保健など様々な分野をつなぐネットワークが必要であり、個別ケア会議を支えるための市町村域、さらに医療基盤整備の基本である二次医療圏域（6圏域）での重層的なケアシステムを整備します。

	令和元年度の取り組み状況	評価
二次医療圏域ケア連絡会議等	医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援府内連絡会議の実施。 大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の設置及び実施。	◎
在宅重症心身障がい児者支援者育成研修事業	参加者154名。	◎
医療型短期入所整備促進事業	直接補助：延べ利用日数1,617日 間接補助（政令市）：延べ利用日数2,320日	◎

重点施策⑫ 学力向上の取り組みの推進

市町村とともに小・中学校の教育力を充実します。
高等学校の教育力を向上させ活力あふれる府立高校をつくります。

中学校の学校力の向上



中学校：スクール・エンパワーメント推進事業

●府内84中学校にスクール・エンパワーメント担当教員を配置し、学力向上に向けた学校活性化計画に基づく組織的な取り組みが推進されるよう市町村教育委員会とともに指導・助言を行う。

●学力向上に重点的に取組む市町村に対し、その取り組みを推進するための経費を補助する。

高等学校：グローバルリーダーズハイスクールの充実

●各校の取り組みに対して、外部有識者によるパフォーマンス評価を行い、活性化を図る。

高等学校：「学び直し」等を支援する新たな学校の設置

●生徒の「わかる喜び」や「学ぶ意欲」を引き出すエンパワーメントスクールを設置し、「学び直し」「正解が1つでない授業」「体験型の授業」を重視したカリキュラムの実施により、進路実現を図る。



5年後の大坂府の姿

	H26.4.1	H32.4.1
「全国学力・学習状況調査」における中学校の平均正答率	—	全国水準をめざす
グローバルリーダーズハイスクールの現役大学進学率	62.7%	向上（29年度末）
エンパワーメントスクールの設置校数	—	10校程度（30年度）

	令和元年度の取り組み状況	評価
「全国学力・学習状況調査」における中学校の平均正答率	(令和2年度全国学力・学習状況調査) 実施なし	—
グローバルリーダーズハイスクールの現役大学進学率 (高等学校課)	71.5%	◎
エンパワーメントスクールの設置校数	8校	◎

重点施策⑬ 豊かな心をはぐくむ取り組みの充実

ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性をはぐくみます。

夢や志を持って、粘り強くチャレンジする力をはぐくみます。

子どもたちが粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きるために、子どもたちが自他を尊重し、違いを認め合い、思いやりを持って人と接する心情・態度と共に、充実した人生を送るために必要な理想や目標を持ち、社会人として必要な規範を身につけ、より良い社会を作つて行こうとする意欲や態度をはぐくむことが必要です。

事業の内容

小中学校：豊かな人間性をはぐくむ取り組み推進事業

- 指定中学校区において道徳教育に関する公開講座を開催する。
- 校区の小中学校において、道徳の授業づくりに関する研修会を実施する。
- 校区の小中学校において、「こころの再生」府民運動の趣旨に沿った取り組みを行い、各学校独自の子どもの意欲、自己肯定感を高める取り組みを行う。

高等学校：「志（こころざし）学」の実施

- すべての府立学校において、平成23年度より「志（こころざし）学」を教育課程に位置付けて進めている。

小・中・高等学校・支援学校：人権教育の推進

- 人権教育のための教材集・資料の有効活用の促進を図るとともに、その成果を実践事例集としてまとめ研修や報告会を行う。
- 人権教育の指導方法等についての調査研究を進める。

帰国渡日児童生徒学校生活サポート推進事業

- 府WEBページにおいて、学校生活に関する情報を多言語（10か国語）で提供する。
- 市町村と連携して、府内8地区において多言語による進路ガイダンスを実施する。



5年後の大坂府の姿

	H26.4.1	H32.4.1
志学の実践事例集の作成	—	29年度の完成
人権教育教材の活用率	—	小学校 100% 中学校 95% 高等学校 100% 支援学校 100%

	令和元年度の取り組み状況	評価
人権教育教材の活用率	小学校 96.6% 中学校 89.5% 高等学校 98.7% 支援学校 97.8%	◎

重点施策⑯ 幼児教育・保育、子育て支援に関する人材の確保及び資質の向上

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のために必要な人材の確保及び資質の向上に努めます。

- 幼保連携型認定こども園の普及促進 ⇒ 保育教諭を確保
- 待機児童解消のための保育所の受け皿拡大 ⇒ 保育士等を確保
- 子育て支援に関する人材（保育士、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の職員等）の資質向上のために研修を実施及び市町村が実施する研修を支援

◆ 保育教諭の確保

- 幼保連携型認定こども園に置く職員「保育教諭」の確保
⇒ 幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設に勤務する、幼稚園教諭又は保育士の一方の免許・資格のみを有する者の免許・資格併有を支援。
※ 改正認定こども園法附則第5条に定める保育教諭等の資格の特例に係る経過措置期間は同改正法施行後5年間。

◆ 保育士の確保

- 近年、保育所等において採用が困難になりつつある保育士の確保
⇒ 保育士資格を有するが、現在、保育士として就労していない「潜在保育士」の就職・復職を支援。

◆ 子育て支援に関する人材の資質の向上

- 保育士、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の現任職員等に対する研修を実施
- 市町村が実施する現任職員等に対する研修を支援

5年後の大坂府の姿

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のために必要な人材を確保し、資質の向上を図ります。

	令和元年度の取り組み状況	評価
保育教諭の確保	幼稚園教諭の保育士資格取得 7名 保育士の幼稚園教諭免許状取得 20名	◎
保育士の確保（「潜在保育士」の就職・復職の支援）	就業者数 182人 登録者数 2,279人	◎

重点施策⑯ 就学後の子育て支援の充実

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育て環境の現状は厳しくなっています。このため、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

そこで大阪府では、「子ども・子育て支援新制度」がスタートする時期に合わせ、就学後のステージにおいては、次の視点に基づき3つの取り組みを柱に子育ての充実を図ります。

I 就学前の子育て支援策の1つである、待機児童の解消と連動した取り組みを進め、共働き家庭等の「小1の壁」の解消に努めます。

II 次代を担う人材を育成するため、障がいの有無や親等の就労にかかわらず、全ての児童が放課後を安心・安全に、かつ文化的な活動を行うことができるよう、多様な居場所の確保に努めます。

事業の内容

1. 待機児童解消加速化プランに基づき整備が進む就学前の子育て支援に対応し、第二の待機児童問題である「小1の壁」の解消に努めます

●一体型（※）を中心とした放課後児童クラブ・おおさか元気広場（※）の計画的な整備

※ 一体型とは、国が示している放課後児童クラブとおおさか元気広場の連携等による運営

※ 大阪府では、国の「放課後子ども総合プラン」における「放課後子供教室」を「おおさか元気広場」と名付けて実施しています。

●放課後児童支援員に対する資格研修を実施し保育の質を確保する

※放課後児童クラブの質の向上を図るために、資格認定研修を実施し、平成27年度から平成31年度の間に、全クラブに2名程度配置

（参考）・国において「放課後子ども総合プラン」を策定（平成26年7月31日）

・国において放課後児童クラブを平成31年度末までに30万人分新たに整備予定

2. 障がいがあるなど特別な支援の必要な児童の放課後の居場所を増やします。また、親等の就労に関わらない、すべての児童の放課後の居場所づくりに努めます

●一体型を中心とした放課後児童クラブ・おおさか元気広場の計画的な整備

（上記1の再掲）

●府が行う指導員研修のメニューに障がい児支援のカリキュラムを設定

●次代を担う人材育成の観点からすべての子どもの多様な居場所づくりに努める

3. 多様な子育てに関するニーズに応えるため情報発信していきます

●利用者支援事業の活用等により市町村における関係機関の連携を図る

●公的施設等での子どもを対象とした事業の情報共有及び情報提供の場を設置する

※府の少子対策ポータルサイト内に市町村（行政）情報コーナーを設ける

【5年後の大阪府の姿】

放課後児童クラブの待機児童が解消され、「小1の壁」がなくなる社会をめざします。また、すべての就学児童がいきいきと活動できるよう、多様な居場所を確保するとともに、社会全体で子ども・子育てを支えるような社会をめざします。

令和元年度の取り組み状況	評価
放課後児童クラブ整備補助実績	補助実績：230 クラブ
放課後児童支援員認定資格研修実績	回数：9回、修了者：823人
放課後児童支援員等資質向上研修実績	回数：4回、受講者：1,490人
利用者支援事業の実施箇所数	140か所（補助実績）

重点施策⑯ 青少年の健全育成、少年非行防止活動ネットワークの構築促進

青少年を取り巻く社会環境を整備するとともに、健全な成長を阻害する行為から保護することにより、青少年の健やかな成長を促進する。

併せて、少年の非行防止活動の充実と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的として、地域のボランティア等による少年非行防止活動ネットワークの構築を促進する。

事業の内容

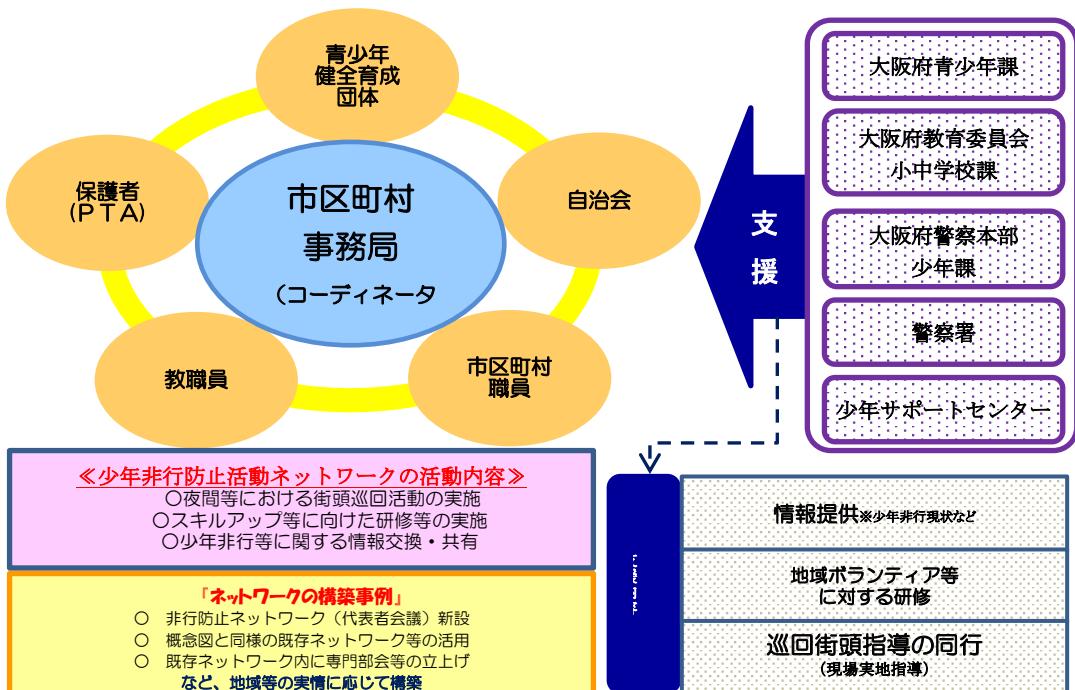
【青少年の健全育成の推進】

- ・インターネット利用環境の整備
- ・携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止の取り組み及び教育・啓発
- ・有害図書類・有害がん具刃物類への規制
- ・青少年の夜間外出制限の取り組み
- ・青少年に対するわいせつ行為や勧誘行為等への規制
- ・「子どもの性的虐待の記録」の製造及び流通防止の啓発
- ・青少年団体と協働した青少年の健全育成

【少年非行防止活動ネットワークの構築】

府内市区町村における少年非行防止活動ネットワークの構築を促進し、少年非行の現状などの情報提供のほか、地域ボランティア等に対する研修、巡回街頭指導の同行等の支援を行い、地域における自主的活動の活性化を図る。

少年非行防止活動ネットワーク概念図



5年後の大坂府の姿

○青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、青少年をささえ、健やかに育てることは、社会全体の責務であり、府民全てが、深い理解と関心をもって健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境及び行為から青少年を守る社会を目指します。

○2020年のオリンピック開催までに、グローバルな視点で考え方行動できる青少年リーダーを100名養成します。

○府内全域における少年非行防止活動ネットワークの構築を目指します。

	令和元年度の取り組み状況	評価
青少年リーダー養成	累計 53 人	○
少年非行防止活動ネットワークの構築	全66市区町村で構築完了	◎